



豊能町監査委員告示第5号

令和6年度定期監査の結果に関する措置状況について、町長及び教育長から報告がありましたので、その内容を次のとおり公表します。

令和7年3月3日

豊能町監査委員
同

田 中 啓
針 原 祥



豊能総第 373 号
令和 7 年 2 月 17 日

豊能町監査委員 田中 啓二 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町長 上浦 登
(公印省略)

令和 6 年度定期監査に関する措置状況について (報告)

令和 7 年 1 月 6 日付け豊能監第 30 号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

①令和6年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
出納室	● 令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積み立ては、いわゆる”貯金を増やす”素地として、財政再建にむけの有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく毎年度確実に積み立てを行われたい。 これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、実施されたい。 ● 例月出納検査において、一般会計や各特別会計の現金出納状況等を検査しているが、特に現金の資金繰りについては、一般会計から2～3の特別会計間における繰替運用(一時的な借入)が、恒常的に行われていることが実情であり、これらの特別会計の資金不足が懸念されるところである。 このため、会計管理者は、関係担当部課に対して、毎月の資金処理状況を把握するため情報共有を図られたい。	決算剰余金の財政調整基金への積み立てを行っていくために、これからも各担当課が日々の会計処理をより適切に執行し、歳入歳出の事務処理が正確に行われるよう、継続して指導を行っていきます。 一般会計から特別会計への一時的な繰替運用については、例月出納検査においてもご指摘をいただいています。 今後も、毎月の収支状況や、一般会計からの繰入金の執行状況について担当課と情報を共有していきます。
総合政策課	● 空き家対策の町の役割(令和3年度～継続) 今般、法改正(注)により、特定空家化の未然防止措置として、所有者の責務強化をはじめ、管理不全空家に対しての行政の指導・勧告権の強化、及び敷地に係る固定資産税の住宅用地特例措置の解除など税制上の強化措置、並びに緊急時の代執行措置などをも講ずることができるようになった。 町内の空き家の現状は、一部自治会で実態調査も進められており、一部所有者の所在不明などから、家屋の損壊や放置されている管理不全空家の状況が見受けられ、良好な住宅環境に悪影響を及ぼしている現状にある。 このため、住宅の流通促進事業は、民間の一般住宅市場での流通を注視しつつ、NPO法人との連携や「住まいの相談窓口」の周知の強化を図られたい。とりわけ、町の役割としては、地域の実情をよく把握している自治会の協力も得て、良好な住宅環境を維持するため、法改正の趣旨も踏まえ行政上の措置を重点的に取り組まれたい	空き家の流通を促進するためには、物件の掘り起こしが重要であると考えており、本町においてはNPO法人と連携して「住まいの相談窓口」を開設し、移住に関する相談等の業務を行っています。周知に関しては、町ホームページのほか、固定資産税の納税通知書発送の際にチラシを同封するなどの取り組みを実施しています。 また、令和5年度に創設した空き家の家財道具処分に対する補助制度に加えて、令和6年度には空き家のリフォーム工事に対する補助制度及び大阪府外から豊能町に移住する方に対する支援制度を創設し、空き家の流通促進の取り組みを推進しました。 さらに、空き家の掘り起こしを進めるために東ときわ台自治会との連携により、東ときわ台内に空き家を所有されていると思われる方に対して、適正な空き家の管理や空き家の活用を掲載したチラシを納税通知書に同封する取り組みを行いました。

	● 公共交通政策について 持続可能な交通の維持のためには、地域の実情に応じた移動ニーズを量と質の両面から現状把握と分析を行い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律のもと他分野とも共創しながら、誰もが快適に移動できる環境の整備に向けて取り組まれない。とりわけ、国道423号線の拡幅整備及び小中一貫校の整備に伴うスクールバスの導入やスクールバスとコミュニティーバスの一括運用を検討されたい。	現在の地域公共交通維持確保の課題は、人口減少に伴う乗降利用者数の減少に加えて、さらに今年度から施行された働き方改革関連法によるバス運転手の大幅な不足が深刻化しており、地域の移動ニーズに自治体や交通事業者であっても十分に答えられなくなっていることから、交通事業者との意見交換や協議を密にしながら、様々な施策とも関連づけて利用促進と事業者支援策を行ってきたところです。 また、円滑な移動を確保するため、AIオンデマンド交通の実証実験、デマンドタクシーの再編を実施してきました。 国道423号の拡幅整備、小中一貫義務教育学校の開校に伴う交通施策につきましては、関係機関とも情報共有、協議を行ってまいります。
広報職員課	● 人口減少、歳入減少の中で、業務の削減、見直しを行い定員管理を見直されたい。	業務内容、手順の更なる見直しを行い、人口規模、財政規模が類似する団体の定員数を参考に規模に見合った定員管理を行ってまいります。
	● 広報業務のデータベース化について、その後の検討状況について示されたい。	町に寄せられるご意見(要望)については、各担当課で情報を共有し、必要に応じて町長までが情報を共有しています。全職員が共有すべき情報については、行政会議内において共有し、各課に周知しています。
総務課	● 行政手続きのオンライン化(令和4年度～継続) ・現時点における各行政手続きの進捗状況と実施時期を明らかにされたい。	特に国民の利便性向上に資する手続きとして、国が示す子育て、介護関係手続きをはじめ、法令等で定められているその他の事務についても、順次検討したいと考えています。実施時期については、情報システムの標準化が完了した後、転出届・転入予約以外の事務についても進めていきます。
	● 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(注)(令和5年度～継続) ・国が示している地方公共団体の情報システムの標準化の対象範囲については、法律、政令で定められている。子育て、介護関係だけではないので、法令等に基づいて事務を進められたい。(注)地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要 000751821.pdf(soumu.go.jp)	基幹系システムの標準化については、法令等で定められている20業務について、システム会社及び担当課等と調整の上進めていきます。

	● 会議の公開に関する指針の策定(令和4年度～継続) ・町が主催する外部の有識者を含めた会議や各種審議会などは、担当課によって情報公開の取扱いが統一されていない。町民にとって重要な会議は、議事録の作成をはじめ会議後一定の期間を定めて、公表時期の統一化など基本ルール化した「会議の公開に関する指針」について、策定済みであれば指針の内容を、策定中であれば策定期間を示されたい。(再掲)	外部の有識者を含めた会議や各種審議会の内容の公開については、それぞれの会議や審議会で開催規定を定めているものもあり、現在は各課に委ねている状況にあります。「会議の公開に関する指針」については、令和7年度に向け策定を検討していきます。
行財政課	● 財政運営基本条例の制定 行財政運営にあたっては、中期的な見通しを持ち、常に行財政需要や財政リスクを管理するとともに計画的に行われなければならない。今後、財政運営の基本的な事項を定めた「財政運営基本条例」の制定に向けてスピード感をもって検討されたい。	「財政運営基本条例」の制定については、財政状況、財政運営のルールとして町・議会・住民が情報を共有するには有効であると考えますが、まず、町の財政負担の軽減を図るために、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や、施設の維持管理費の経常経費の圧縮が不可欠であると考えますので、小中一貫校の整備や、公共施設の再編に取り組みます。併せて実効性のある行財政改革の計画策定及び実施を進め、その後、持続可能な財政基盤を整備するために条例制定に向けた検討を行っていきます。
	● 決算剰余金の取り扱い 令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立は、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく長期的に基金がいくら必要になるのか数字で示し、予算の段階から目標額を設定し、毎年度確実に積み立てを行われたい。 これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、早急に実施されたい。	決算剰余金については、9月定例会の決算審査を経て、12月定例議会において前年度実質収支額を前年度繰越金として全額繰越す予算の補正を行っており、同時に前年度繰越金の全額を財政調整基金積立金へ積立てる補正予算も行い積立てを行っています。
	● 豊能町入札監視委員会 豊能町入札監視委員会の資料、議事概要は、今後、ホームページ等で公表していくこととされている。その後の措置状況として既に公表されたのか、公表されていないければ、具体的な時期を示されたい。	令和6年度において、入札監視委員会は開催されていないため、公表等はありません。

	● 実効的な行財政改革に関する計画の早期策定(令和5年度～継続) 町は、「行財政改革プラン2019」(以下「行革プラン2019」という。)の目的をこれまでの行財政改革の取り組みを継承しながら、より一層の行財政改革を推進することで将来的に基金の取り崩しに頼らない健全な財政運営を目指すために策定されたものであると示している。 「行革プラン2019」の進捗状況については、項目、取組の内容、進捗状況は示されていたが、この4年間の全体の進捗状況については、数値の目標が設定されていなかったため、財政効果額が算出できでいない。 今後は、目標設定額や財政効果額を定めた実効的な行財政改革に関する計画を早急に策定されたい。	町財政推計の状況を勘案しつつ、町組織が全体として継続的に行財政改革に取り組めるよう、実効的な計画を令和7年度に策定します。
	● 補助金執行の適正化 ・町補助金交付規則に基づき、適正に措置されるよう周知徹底を図られたい。 補助金を含めた剰余の金額は、翌年度へ繰り越されていたため、補助金執行のあり方も含め関係担当課と協議されたい。	団体や個人への補助金等は、行政を補完し、公共の福祉を増進させる上で有効な役割を果たすものですが、その一方で恒常化しがちにもなります。 交付にあたっては、公益上の必要性や有効性等についても十分に考慮され、明確に説明できるものでなければなりません。 補助金の交付につきましては、「豊能町補助金交付規則」により執行の適正化を図り、各補助金、交付金等の交付要綱による支出根拠の明確化、事業内容の評価を行い、適正な執行額の確認を行い、前年度繰越金の内容の精査、必要であれば補助金の返還手続きを行い、適正に措置されるよう引き続き庁内掲示板や予算編成方針等で周知を図っていきます。
税務課	● 徴収権消滅までに悪質な滞納者を見逃さないよう、税の公平性が確保されるよう努力を行われたい。	不誠実な滞納者に対しては、徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分を進めていきます。なお、担税力のない滞納者には資力の回復・生活の再建を促す観点からやむを得ず滞納処分の執行停止を行うこともあるが、引き続き、税の公平性の観点から滞納整理を進めていきます。
保険課	● 保険料等の公平性の確保(令和4年度～継続) ・引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。(令和4年度定期監査骨子)	税務課徴収室との連携を図り、必要に応じ財産調査などを行い、引き続き保険料等の公平性の確保に努めていきます。

健康増進課	● 施設管理業務委託契約 豊能町立老人福祉センター施設管理業務委託に関して、社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会(以下町社協)という。)と業務委託契約を締結されている。同契約第2条の委託料については、総額で契約を支払うものと規定されているが、同条第2項では業務実施実績により、「実績払い」と規定されているため、契約書の委託料条項の整合を図られたい。	令和7年度の豊能町立老人福祉センター施設管理業務委託契約の際に、委託料条項の同契約第2条と同条第2項について、業務実施実績による実績払いに整合させるよう条文を改めるようにします。
建設課	● 工事費の縮減のため、直営できるものと外注するものの計画を作成するよう検討されたい。 ● 光風台駅前エスカレーターは、保守・監視業務と相当の経費がかかっているため、管理コストに見合うよう利便性を上げる方法を検討されたい。	簡易な修繕や倒木処理等については直営で実施しています。建設機械の使用等専門的な作業は外注となりますが、幅広く直営での良質な作業を増やすため、職員の技能講習の受講や資機材の確保等を費用対効果を含め検討していきます。 上り・下りの併用利用等の利便性向上についてメーカーと協議したところ、現在のエスカレーターの設備では技術的にも使用の安全性でも困難であります。管理経費については保守・監視業務内容の精査を行うことにより一層の削減を検討していきます。
都市計画課	● 除草等清掃業務委託契約後に、増額の変更契約を安易にすることなく内容を精査されたい。	当初の設計時において、数量を精査し、安易に変更増額を行わないよう取り組みます。また、簡易な状況においては、シルバー人材センターや地元自治会等と協力し、費用を抑える等の努力をします。
農林商工課	● 補助金執行の適正化 所管補助金の執行について、適正に執行されている補助団体もあるが、補助団体の決算において、剰余金が恒常的に発生し補助金額以上に繰越額が発生しているものや、補助目的や効果を検証すべき補助金も見受けられるため、町補助金交付規則に基づき適正に執行されているか、精査及び検証されたい。	繰越額の多い補助金交付団体においては、その額が当該団体の運営上適切な規模であるかを精査、検証しており、補助金の適正執行に努めています。

環境課	● 今後のごみ収集運搬方法 ①現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、直営方式（職員が可燃ごみ類等）と民間委託方式（民間事業者がカン・ビン類等）で行われているが、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。 一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。	定年に伴う収集職員の減少や定年の段階的な引き上げに伴う高齢化を踏まえ、かねてより段階的な民間委託の拡充に向けて比較検討を行ってきました。 数年以内の一部民間委託への移行に向けて、最終調整を進めています。
-----	--	---

豊能教総第689号

令和7年2月17日

豊能町監査委員 田中 啓二 様

豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町教育委員会教育長 板倉 忠

(公印省略)

令和6年度定期監査に関する措置状況について(報告)

令和7年1月6日付け豊能監第30号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

①令和6年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
教育総務課	● 遠距離通学補助金について実費計算とスクールバスを比較し、適正に補助金額を算定されたい。 ● 財政状況を鑑みる必要があるが、児童・生徒の給食、就学援助に取り組まされたい。	遠距離通学補助金については、豊能町遠距離通学補助金交付要綱(H27制定)に基づき補助金を交付しているところです。小学生については、当該児童の小学校から住居までの通学路の片道の距離が概ね4キロメートル以上、中学生については、当該生徒の中学校から住居までの通学路の片道の距離が概ね6キロメートル以上を有していることを要件としています。 補助金額については、補助要件となる地域から学校まで公共交通機関(デマンド含む)を利用したと想定した場合にかかる運賃(定期代(スクールパス))を設定しているところです。 児童・生徒の給食費補助については、中学校給食では既に無償化しているところですが、小学校給食については、物価高騰分のみを補助しているところです。また、就学援助については、生活保護法を準用し要保護者、準要保護者を受給者として支給しているところです。 本町の財政状況から、小学校給食を直ちに無償化することは困難であると考えますが、一方で児童を持つ世帯への負担軽減も必要であると考えます。国費等の活用も踏まえ、引き続き検討していきます。
義務教育課	● GIGAスクールサポーター配置事業 ・週1回、サポーターを小・中学校に配置して、タブレット端末の活用を進めることができた事業評価で報告されている。当該事業は令和3年度からの継続となるため、児童・生徒の習熟度に応じて事業の見直しを検討されたい。	本事業の業務内容は、教職員への研修(ICT活用指導力及び情報セキュリティ意識の向上等)、タブレット端末等の各種マニュアル作成、ICT機器の故障やトラブル対応、授業準備支援として機器の動作確認やICT教育環境に係る各種システムの年度更新作業等です。 今後は、タブレット端末の更新もふまえ児童・生徒と教員への効果的なICT活用の事業を行っていき、児童・生徒の習熟度に応じて見直しを検討していきます。
こども育成課	● 町外幼保からの小中入学者にも保幼小中一貫教育の考えを浸透する方策を検討されたい。	対象児童の保護者に対しては、保幼小中一貫教育だより「豊能の風」や町ホームページにより、保幼小中一貫教育の取り組みに関する理解浸透を図っていきます。

● 派遣されている保育士に対し、引き続き会計年度任用職員として任用できるような制度を検討されたい。

派遣保育士を引き続き会計年度任用職員として任用することについては、関係法令等に基づく派遣会社との契約により、通常、紹介手数料名目の費用負担を求められます。他自治体の事例を参考としつつ、費用対効果を検証のうえで保育士確保に向けた方策の検討を進めていきます。

②令和6年度定期監査結果に基づく総括・共通事項の措置状況について(報告)

監査委員の指摘事項(総括・共通事項)	総括・共通事項の措置状況
1. 行政課題の継続性	
・本町の財政状況は、一般的な「厳しい財政状況」であることに留まらず、「危機的な財政状況」に置かれていることを、これまでの決算審査意見書等で指摘してきたところである。	共通課題は「財政再建」であり、継続的に財政の健全化を図る不断かつ早急な取り組みが必要です。ご指摘の通り、財政再建の要は、現在および今後の需要と現状の規模との齟齬があり、かつ多額な経費を要している学校施設及び公共施設の再編にあり、これらの再編なしに持続可能な財政運営の見通しを持つことは不可能です。
・日々の行財政運営において、改善の努力をされていると思われるが、結果として大きな効果に繋がっておらず、過去の決算数値や財政調整基金等の減少傾向には変わりはなく、大きな改善傾向も見られない状況にある。	小中一貫校整備は令和8年度、公共施設再編整備は令和12年度を目途として完了させることとしており、これらの事業を確実に完遂するため人的、財政的な投資を集中的に行います。
・本町には様々な行政課題があるが、最優先で取り組むべき共通課題は「財政再建」である。 今日の財政状況が改善されない限り課題は解消されておらず、町長の交代、町の組織改正、職員の人事異動があろうとも、この行政課題は、当然のごとく継続されるべき課題である。 町組織全体として行財政改革を途切れなく継続して取り組み、目標設定額や財政効果額を定めた「実効的な行財政改革に関する計画」を早急に策定することを要請する。(再掲)	併せて、町組織が全体として継続的に行財政改革に取り組めるよう、実効的な計画を策定し、その後、持続可能な財政基盤を整備するために条例制定に向けた検討を行っていきます。
・当面の課題としては、小中一貫校の整備や、公共施設の再編整備の取り組みもあり、少子・高齢化に関する財源の増嵩も予想されるが、今後、行財政運営の中長期的な見通しをもたなければ、持続可能な行財政運営が行えるかどうか不透明である。このため、財政運営基本条例の制定についても、行財政改革と併せて検討期間を定め条例制定に向け取り組まれることを要請する。(再掲)	